

○茨城県立医療大学附属病院医療ガス安全管理委員会要綱

(平成9年2月10日第20回病院幹部会)

改正平成10年7月6日

改正18年4月10日

改正25年4月1日

改正29年7月3日

改正令和3年3月16日

(目的)

第1条 茨城県立医療大学附属病院委員会設置規定に基づき、附属病院医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 麻酔医
- (2) 理学療法科長
- (3) 薬剤科長
- (4) 臨床検査科長
- (5) 2Aユニット看護師長
- (6) 病院管理課員
- (7) 施設担当
- (8) 院長が指名する教員

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(所掌事項)

第3条 委員会は次に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 医療ガスの安全点検に係わる業務の監督責任者及び実績責任者の選任に関すること。
- (2) 保守点検業務に関すること。
- (3) 医療ガス設備に係わる工事に関すること。
- (4) 医療ガスの知識の普及及び啓蒙に関すること。
- (5) その他医療ガスに関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置くものとする。

- (1) 委員長は、麻酔科医師をもってこれに充てる。
- (2) 副委員長は、委員のうちから互選するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。

(1) 会議は、定例及び臨時会議とし、定例会議は年1回開催する。

(2) 委員長は、委員会の会議の議長を務めるものとする。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、病院管理課におくものとする。

付 則

この要綱は、平成9年2月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。